

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

事業活動に伴い発生した廃棄物を各事業所において収集し、各産業廃棄物の種類ごとに排出事業所の指定する処理場へ搬入する。また、適正な処理のために委託契約書の締結、マニフェストの運用、処理事業所の許可状況の確認を行います。なお、収集運搬する特別管理産業廃棄物の種類及び処理場については、次の通りです。

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	廃油（揮発油 類、灯油類、軽油 類）	0.3 t/月	液状	(株) 十文字チキンカン パニー階上第2種鶏場外 三戸郡階上町鳥屋部境窪 13-1	なし	有限会社 八戸油槽 青森県三戸郡五戸町大字 上市川字石吞46-2
2	廃酸 (pH2.0以下 のもの)	0.3 t/月	液状	(株) 東亜電化 岩手県盛岡市玉山区浜民 字岩鼻20-7	なし	八戸製錬(株) 八戸市大字河原木字浜名 谷地76番地
3	廃アルカリ (pH 2.5以上のもの)	0.3 t/月	液状	同上	なし	同上
4	感染性産業廃棄物	0.8 t/月	固形状	岩手県立軽米病院 岩手県九戸郡軽米町大字 軽米2-54-5	なし	環境技術(株) 八戸市大字尻内町字下毛 合清水1番29他
5	廃石綿等	0.8 t/月	固形状	(株) アルパライフ 岩手県二戸市金田一字八 ッ長88-5 88-13	なし	東京鉄鋼(株) 八戸市大字川原木字浜谷 地76番4
6	ばいじん(※)	0.5 t/月	粒状	いわて県北クリーン (株) 岩手県九戸郡九戸 村大字江刺家第20地割字 新山48-34、48-57	なし	奥羽クリーンテクノロジ ー(株) 八戸市豊洲3番 地19
7	燃え殻(※)	1.0 t/月	粒状	同上	なし	同上
8	汚泥(※)	1.0 t/月	粒状	(株) 東亜電化 岩手県盛岡市玉山区浜民 字岩鼻20-7	なし	同上
9	廃酸(※)	0.3 t/月	液状	同上	なし	八戸製錬(株) 八戸市大字河原木字浜名 谷地70
10	廃アルカリ(※)	0.3 t/月	液状	同上		同上

備考 取扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

※別紙のとおり

(第2面)

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備 考
1	脱着装置付きコンテナ専用車	岩手400と 140	3,000kg	(株) マッハ総合計画	
2	キャブオーバ	岩手100せ5024	3,500kg	同上	
3	バン (保冷車)	岩手480そ3870	350kg	同上	
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

事務所の所在地	岩手県二戸市福岡字長塚11-1
---------	-----------------

駐車場の所在地	同上
---------	----

(2) その他の運搬施設の概要

運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考
流出防止コンテナ	廃石綿等、燃え殻、 汚泥、ばいじん用	3.6m ³	5台
密閉容器	感染性産業廃棄物用	40ℓ	30個
ドラム缶	廃油用	200ℓ	30本
ポリタンク	廃酸、廃アルカリ用	20ℓ	20個
シート	悪臭及び飛散防止	20枚	20枚

(3) 積替施設又は保管施設の概要

積み替え保管は行わない

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図を添付すること。

(第4面)

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

1、車両毎の用途

キャブオーバ

・廃油・廃酸・廃アルカリ (0.015t/日×20日=0.3t/月)

バン（保冷車）

・感染性産業廃棄物 (0.04t/日×20日=0.8t/月)

脱着装置付きコンテナ専用車

・廃石綿等 (0.04t/日×20日=0.8t/月)
・ばいじん※ (0.025t/日×20日=0.5t/月)
・燃え殻※ (0.05t/日×20日=1.0t/月)
・汚泥※ (0.05t/日×20日=1.0t/月)
・廃酸※ (0.015t/日×20日=0.3t/月)
・廃アルカリ※ (0.015t/日×20日=0.3t/月)

2、収集運搬業務時間

・月曜日～金曜日 午前7時30分/始業 午後4時30分/終業

3、休業日

・毎週/土・日 祝祭日 その他（年末年始、お盆）

4、その他

・廃棄物の適正処理のために委託契約書の締結、マニフェストの運用、処理事業所の許可状況の確認を行います。

・特別管理産業廃棄物の運搬、処分の帳簿については収集運搬過程講習会修了者の取締役/兵沢将勝が管理する。管理方法は、排出事業所ごと、年度ごとにまとめ、マニフェストと併せて5年間保管する。

・県外で発生した特別管理産業廃棄物を青森県内の処分場に運搬する際は、排出事業所と青森県の事前協議終了後搬入する。

・青森県内排出の特別管理産業廃棄物を県外に運搬する際は、搬出先を管理する自治体において事前協議が必要な場合には、同協議終了後に搬出する。

従業員数内訳

令和7年12月31日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第6条の6に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
(非常勤監査役1名) 3人	人	人	(役員) 1人	(作業員含む) 14人	1人	人	19人

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

1. 運搬に際し講ずる措置

- ・ 廃油／キャブオーバを使用し、ドラム缶に入れ悪臭及び飛散流出を防止する。運搬の際は、ロープで固定しシートで覆い散乱を防止する。
- ・ 廃酸・廃アルカリ／キャブオーバーを使用し、ポリタンクに入れ悪臭及び飛散流出を防止する。運搬の際は、ロープで固定しシートで覆い散乱を防止する。
- ・ 感染性産業廃棄物／バン（保冷車）を使用し、密閉容器に入れ悪臭及び飛散流出を防止する。
- ・ 廃石綿等（排出業者が梱包した物）、ばいじん（※）、燃え殻（※）、汚泥（※）／コンテナ専用車を使用し、流出防止コンテナに入れシートで覆い悪臭及び飛散流出を防止する。

○ 悪臭、飛散、流出、衛生害虫対策

運搬に際し悪臭の出やすい廃棄物については、容器をロープで固定し、飛散防止のためシートで覆いする。

運搬終了後は2層分離層を整備した洗車場で洗車、汚水の流出防止、悪臭の発生防止対策を講じる。また、月毎の定期清掃及び必要に応じて消毒を実施ネズミ、蚊、ハエその他の害虫発生防止を図る。

○ 騒音、振動対策

車両作業前点検及び年1回の車両整備を実施して故障の早期発見を図る。順次新車両に入替え騒音対策とする、交通ルールを遵守、狭い道路では適度な速度で通行して振動、砂ぼこり対策等々講じる。

2. 積替え保管施設において講ずる措置

- 積み替え保管は行わない。

3. その他